

議案第41号

物品売買契約の締結について

次の物品について、売買契約を締結することとする。

令和3年3月11日提出

山都町長 梅田 穰

- | | | |
|-------------|---|----------------------------------------------|
| 1 番 | 号 | 学備第2号 |
| 2 品 | 名 | 小中学校用パソコン |
| 3 台 | 数 | 73台 |
| 4 納 入 場 所 | | 中島小学校 外7校 |
| 5 契 約 金 額 | | 7,034,280円(税込み) |
| 6 契約の相手方 | | 熊本市西区上熊本1丁目2番6号
株式会社レイメイ藤井
代表取締役 藤井 章生 |
| 7 入 札 の 方 法 | | 指名競争入札 |

(提案理由)

本件の物品売買契約を締結するには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年山都町条例55号）第3条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

物品売買契約概要

1. 番号 学備第2号
2. 品名 小中学校用パソコン
3. 台数 73台
4. 納入場所 山都町立中島小学校 外7校
5. 納入期限 令和3年3月31日
6. 入札年月日 令和3年3月3日
7. 指名業者

No	業者名	代表者	住所
1	(株) レイメイ藤井	藤井 章生	熊本市西区上熊本 1-2-6
2	(有) 第一事務機	増岡 壽美	上益城郡御船町御船 1046
3	西部電気工業 (株) 熊本支社	増田 毅	熊本市中央区南熊本 5-1-1 テルウェル熊本ビル 8F
4	(株) キンキ	中山 隆文	熊本市中央区大江 4-21-3
5	富士電機 IT ソリューション (株) 熊本支店	佐々木敬次	熊本市中央区新市街 11-18
6	(株) エヌ・アイ・ケイ	福田 誠也	熊本市中央区水道町 14-27
7	(株) 北星堂	高井 太郎	熊本市南区南高江 6-2-30
8	西日本電信電話 (株) 熊本支店	朝倉 順治	熊本市中央区九品寺 1-2-11
9	(株) ソラリス	村上 悠	熊本市中央区神水 2-2-19
10	(株) 珠郎	東 珠郎	熊本市南区馬渡 1-9-12

8. 落札価格 6,394,800円 (消費税抜き)

9. 契約額 7,034,280円 (消費税込み)

10. 事業概要

新型コロナウイルス感染防止対策による分散授業や、休校時の遠隔授業等に使用する
教師用パソコンの購入事業。

□納入物品の型番及び主な仕様

富士通製ノートパソコン [LIFEBOOK A5510/FX FMVA8804KP]

【ディスプレイ】

- ・ 15.6 型ワイド TFT カラー液晶ディスプレイ

【OS】

- ・ Windows10 Professional 64bit

【メインメモリ】

- ・ 8GB

【ハードディスク】

- ・ 500GB

【付属品】

- ・ 光学式マウス

【その他】

- ・ WEB カメラ内臓
- ・ DVD スーパーマルチドライブ内臓
- ・ 無線 LAN 対応
- ・ Microsoft Office Standard 2019 Academic License
- ・ 一太郎 Pro4 JL-Education

開 札 調 書

予定価格 8,000,000 円
 入札書比較価格 7,272,728 円

※立会者(参加者の立会いが無い場合)

事業年度 令和2年度
 学備第2号 小中学校用パソコン
 数量 仕様書のとおり
 規格 入札場所 山都町 中島小学校 外7校
 納入 令和3年3月3日

施行番号

許可業種 執行機関

NO	商号	代表者	コード	第1回入札		第2回入札	
				金額	順	金額	順
1	(株)レイメイ藤井	藤井 章生		¥6394800	1	落札	
2	(有)第一事務機	増岡 壽美		¥8154100	4		
3	西部電気工業(株) 熊本支社	植田 改造		¥7497100	2		
4	(株)キンキ	中山 隆文					
5	富士電機ITソリューション(株)熊本支店	佐々木 敬次					
6	(株)エヌ・アイ・ケイ	福田 誠也					
7	(株)北星堂	高井 太郎		¥7875034	3		
8	西日本電信電話(株) 熊本支店	朝倉 順治					
9	(株)ソラリス	村上 悠					
10	(株)珠郎	東 珠郎					

(入札金額 6,394,800 × 1.10 = 7,034,280 落札価格) 消費税及び地方消費税の額

保証の種類(○をつけること。)

保証金 ・ 国債 ・ 銀行等 ・ 保証会社 ・ ボンド ・ 保険 ・ 免除
 辞退

<<引き結果>>

入札者(該当者)	抽選代理者	予備くじ 本くじ
(所屬)	(氏名) (印)	
(所屬)	(氏名) (印)	

※数の小なりを当選とする。



物品売買仮契約書

山都町（以下「甲」という。）と株式会社レイメイ藤井（以下「乙」という。）とは、小中学校用パソコンを乙が甲に売り渡し、甲が買い受けることについて、次のとおり契約を締結する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- (1) 番号 学備第2号
- (2) 品名・型番 富士通製ノートパソコン [LIFEBOOK A5510/FX FMVA8804KP]
- (3) 数量 73台
- (4) 売買代金 一金 7,034,280円也 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 (639,480円)
- (5) 納入期限 令和3年3月31日
- (6) 納入場所 中島小学校 外7校
- (7) 代金支払場所 山都町役場会計課

（契約保証金）

第2条 契約保証金 703,428円

（納入の通知）

第3条 乙は、物品を納入場所に持ち込んだときには、直ちに、甲に対し、その旨を納品書により通知するものとする。

（検査）

第4条 甲は、前条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に、乙の職員の立ち会いを求めて、検査を行うものとする。

- 2 前項の検査の結果、甲において不良品があると認めるときは、乙は、当該物品を遅滞なく引き取り、甲の指定する期日までに良品を納入するものとする。
- 3 前条及び第1項の規定は、前項に規定する場合について準用する。
- 4 甲は、乙が検査に合格したときは、物品を受領し、直ちに受領書を乙に交付するものとする。
- 5 検査に必要な費用及び検査のために変質、消耗又はき損したものの損失については、乙の負担とする。

（危険負担）

第5条 前条第4項の規定による受領の前に生じた物品の亡失又はき損は、全て乙の負担とする。

（担保責任）

第6条 甲が物品を受領した後、甲において当該物品に損傷等を発見したときは、乙は甲の

指定する期日までに、これを良品と交換しなければならない。ただし、甲の過失によるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、乙が交換に応ずる期間は、物品納入後1年間とする。
(代金の支払)

第7条 甲は、検査が完了し、物品を受領した後、乙からの支払請求書を受領した日から起算して30日以内に、売買代金を支払うものとする。

(履行遅滞)

第8条 乙が物品を納入期限までに納入しない場合は、甲は特に遅滞料を徴収して延期を承認することができる。この場合の遅滞料は、その期限の翌日から起算して、遅滞日数1日につき売買代金の1,000分の1相当する金額とし売買代金支払の際に売買代金から控除するものとする。

2 天災地変等で甲が止むを得ないと認めるとき、又は甲の都合により納入が遅れたときは、遅滞料を徴収しないものとする。

3 第4条第2項及び第6条に規定する場合において、指定された期間内に乙が良品を納入しないときは、前2項の規定を準用する。

(解除)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、この契約を解除して、過怠金として売買代金の100分の10に相当する金額を徴収することができる。

(1) 乙が第1条に定める納入期限又は第4条第2項若しくは第6条の指定期日までに良品を納入しないとき。

(2) 乙がこの契約を完全に履行する見込みがないと甲が認めたとき。

(3) 職員の職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正の行為があると甲が認めたとき。

(費用の負担)

第10条 この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、乙の負担とする。

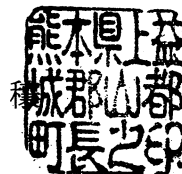
(疑義等の決定)

第11条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し各自記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和3年3月3日

甲 上益城郡山都町浜町6番地
山都町長 梅田



乙 熊本市西区上熊本1丁目2番6号
株式会社レイズ 藤井
代表取締役 藤井 章生

